

大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和6年7月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆3 福祉（高齢者・障がい者など）

	要望者区分	市民		
要望日	令和6年6月5日（水）		回答日	令和6年7月2日（火）
標 題	介護保険負担限度額認定申請書および社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象者確認申請書（更新）について			
要望等の概要	負担限度額認定申請の更新案内になぜ返信用封筒が入っていないのか。 入れない理由を要望記録制度で回答がほしい。			
対応方針の概要	介護保険利用者負担軽減の更新申請につきまして、「介護保険利用者負担限度額認定等更新のお知らせ」のとおり、収入の申告にあたり、年金振込通知書の写しなど世帯の収入がわかる資料や、必要に応じて資産状況がわかる資料の提出が必要となっております。これらの添付資料につきましては、内容の確認をさせていただいておりますので、更新申請は本人またはご親族の方などが窓口にて行っていただきますようお願いしております。 ただし、窓口での申請が難しい方におかれましては、郵送での申請も受け付けておりますが、公平性を確保する観点から郵送にかかる費用は自己負担とさせていただいております。 何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。 以上のとおり要望者に回答しました。			
担当部署	住吉区役所保健福祉課(高齢者支援・介護保険)		電話	06-6694-9857